

国家公務員倫理法の概要

第一 目的

この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とすること。

第二 国家公務員が遵守すべき職務に係る倫理原則

- 1 国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職務や地位を私的利息のために用いてはならない。
- 3 国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

第三 国家公務員倫理規程

- 1 第二の倫理原則を踏まえ、国家公務員倫理規程（利害関係者からの贈与・謝礼の禁止及び制限等について規定）を政令により制定
- 2 各省各庁の長の職員の職務に係る倫理に関する訓令の制定
- 3 1の国家公務員倫理規程及び2の訓令の国会への報告義務

第四 贈与等の報告

- 1 本省課長補佐級以上の国家公務員の企業等又は個人事業者からの贈与又は謝礼（一回五千円を超えるものに限る。）に関する報告書の提出義務
- 2 1の報告書の二万円を超える部分（国家公務員倫理審査会が認めた非公開事項に該当しない部分に限る。）の公開
- 3 指定職以上の国家公務員に係る1の報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付

第五 株取引等の報告及び所得等の報告

- 1 本省審議官級以上の国家公務員の株取引等に関する報告書の提出義務
- 2 本省審議官級以上の国家公務員の所得等に関する報告書の提出義務
- 3 1及び2の報告書の写しの国家公務員倫理審査会への送付

第六 国家公務員倫理審査会

- 1 人事院に国家公務員倫理審査会を設置
- 2 国家公務員倫理審査会の所掌事務
 - 一 公務員倫理一般に関する業務
 - イ 国家公務員倫理規程に関する意見の申出
 - ロ 国家公務員倫理法違反に係る懲戒処分の基準の作成及び改定
 - ハ 公務員倫理に関する調査研究及び企画
 - 二 公務員倫理に係る研修の総合的企画及び調整
 - 三 各省庁における国家公務員倫理規程遵守の体制整備のための指導及び助言
- 3 報告書の審査等に関する業務
 - イ 贈与等の報告書、株取引等の報告書及び所得等の報告書の審査
 - ロ 国家公務員倫理法違反の疑いがあり、国家公務員の倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該国家公務員に質問し、立入検査を行い、証人を喚問し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求める。
 - ハ ロの調査の結果、必要があると認めるときは、各省各庁の長に監督上必要な措置を講ずるよう求めること。
 - 二 ロの調査の結果、必要があると認めるときは、国家公務員を懲戒手続に付すること。
- 4 国家公務員倫理審査会の委員は、両議院の同意を得て内閣が任命
- 5 3に規定するもののほか、国家公務員倫理審査会の組織に関し所要の規定を整備すること。
- 6 任命権者がする懲戒処分の国家公務員倫理審査会による承認等任命権者と国家公務員倫理審査会の権限調整に関し所要の規定を整備すること。
- 7 国家公務員倫理審査会の業務に従事する者について、国家公務員法よりも重い

守秘義務を課すこと。

第七 倫理監督官

- 各省庁に倫理監督官を置くこと。
- 倫理監督官は、職員の倫理の保持に関し必要な指導、助言を行うとともに、国家公務員倫理審査会の指示に従い、職員の倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

第八 国会の関与

内閣の年次報告書の国会への提出義務

第九 違反者に対する制裁措置

- 国家公務員倫理法に違反した者は、国家公務員法上の懲戒処分の対象とすること。
- 国家公務員倫理法違反を理由として懲戒処分が行われた場合における当該処分の概要の公表

第十 特殊法人等に対する措置

- 特殊法人等の国の施策に準じた必要な施策を講ずる義務
- 各省各庁の長による特殊法人に対する倫理の保持のための必要な監督
- 国家公務員倫理審査会の各省各庁の長に対する特殊法人等の倫理の保持に関する報告又は監督の要求

第十一 その他

- 現業の国家公務員に対する特例措置
- 地方公務員に対する措置
- 裁判所職員臨時措置法を改正し、裁判所職員に対し、国家公務員に準じた措置を講ずること。
- その他関係法律の整備を行うこと。

裁判所職員の倫理保持のポイント

国民の疑惑や不信を招くことがないよう、倫理保持のルールについて理解を深めてください。

★ 利害関係者との間のルール

【利害関係者】の例

- ・事件の当事者、代理人、弁護人
- ・裁判所の監督を受ける者
(例) 破産管財人など
- ・国と契約をしている事業者 など

注意

- 過去**3年間**の官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされる。
- 収容継続申請事件における**少年院**も利害関係者に含まれる。

利害関係人の例外

- 親族関係、幼なじみ等、私的な関係があるとき
(例) 高校の同窓会への出席 など

【禁止行為】の例

- ・供應接待を受ける
(例) 飲食物の提供など
- ・無償で役務の提供を受ける
(例) 車の送迎など
- ・ゴルフや旅行、遊技を共にする
(費用を自己負担する場合も禁止)
- ・金銭、物品等の贈与を受ける
- ・金銭を借りる など

例外的に禁止されない行為の例

- ・一般配布用の宣伝用物品の受領する
- ・会議で簡素な飲食物の提供を受ける など

★ 利害関係者ではない者との間のルール

利害関係者ではない者

【禁止行為】の例

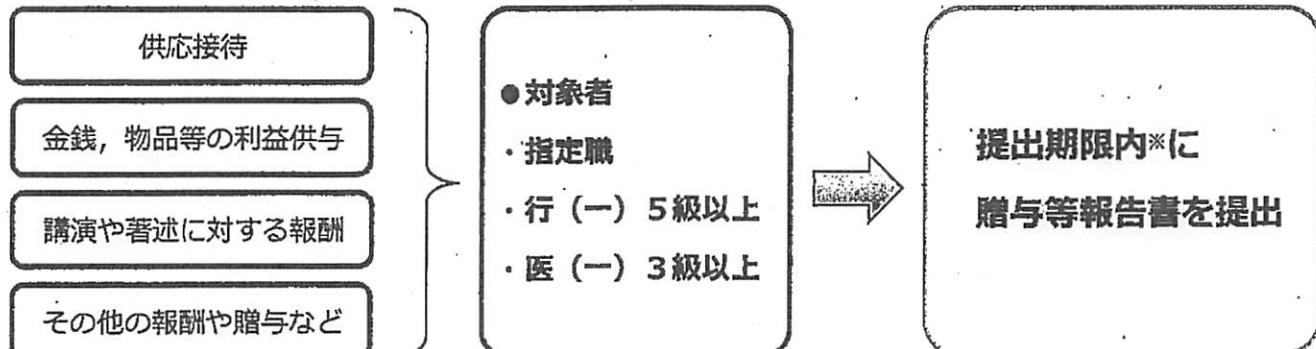
- 社会通念上相当と認められる程度を超えて、
供應接待を受けたり、贈与を受ける

供應接待や報酬を受けたときは
贈与等報告書の提出を忘れずに!!

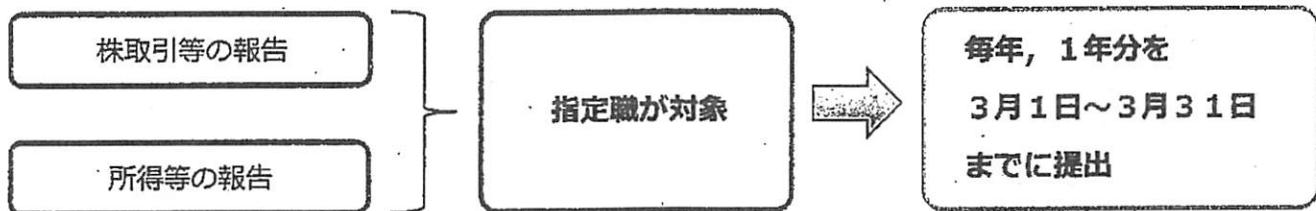
★ 報告書の提出のルール

●贈与等報告書

事業者等から、1件当たり、5000円を超える贈与等を受けた場合・・・



●その他の報告書



★ 国家公務員倫理法を違反した場合

●禁止行為や報告遅滞があると…

国家公務員倫理法違反です。

懲戒処分や厳重注意・注意の対象となります。

実際の事例

- ・少年院（利害関係者）による車の送迎
- ・多忙で報告を失念
- ・口座への入金確認を失念 など

原稿執筆の原稿料や印税収入の
報告漏れが多発しています。
執筆者は特に御注意ください。



★ 迷った場合はすぐ相談

贈与等の受領や報告の要否に疑義がある場合は、
必ず速やかに人事担当者に相談してください。